

# 「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」 報告書

令和3年1月



## はしがき

近年、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、子どもの貧困問題や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響など、変化する社会経済情勢に対応し、SDGsに掲げる世界共通の課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が重要となっています。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行された後、国においては男女共同参画基本計画が策定され、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に向けた取組みが推進されています。

沖縄県においても、基本法の趣旨、理念を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画」を数次にわたり策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めているところです。

本調査は、令和4年度から始まる第6次沖縄県男女共同参画計画の策定に向け、県民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、現行の県計画の見直しや今後の県の施策を検討する上での基礎資料として実施したものです。

この調査結果が、関係機関、団体等をはじめ、県民の皆様にも広く活用され、男女共同参画社会の実現のための一助になれば幸いです。

最後に、本調査の実施に御協力いただきました県民の皆様及び関係者の方々に心から御礼を申し上げますとともに、分析いただいた桃原一彦沖縄国際大学教授、新垣誠沖縄キリスト教学院大学教授の両氏に深く感謝を申し上げます。

令和3年1月

沖縄県子ども生活福祉部長 名渡山 晶子



# 目 次

<b>I 調査概要</b> .....	<b>7</b>
1 調査の目的 .....	9
2 調査の内容 .....	9
3 調査設計 .....	9
4 回収結果 .....	9
5 調査結果の分析と執筆 .....	10
6 報告書の見方 .....	10
7 参考資料 .....	10
<b>II 回答者の属性</b> .....	<b>11</b>
回答者の属性 .....	13
<b>III 調査結果</b> .....	<b>15</b>
<b>第1章 男女平等に関する意識について</b> .....	<b>17</b>
1 男女の地位の平等感 .....	17
2 トートーメー（位牌）の継承 .....	25
3 子どもに受けさせたい教育程度 .....	28
4 調査結果の分析 .....	31
<b>第2章 家庭生活について</b> .....	<b>35</b>
1 家庭内の役割分担 .....	35
1-2 家庭内で配偶者にもっとやってもらいたいこと .....	42
2 結婚や家庭生活に関する考え .....	44
3 子どもの出生数が減少している原因 .....	51
4 男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと .....	53
5 男性が家事、育児、介護への参加の進み具合 .....	55
6 調査結果の分析 .....	56
<b>第3章 仕事について</b> .....	<b>61</b>
1 女性の働き方 .....	61
2 働いている理由 .....	63
3 職場における男女の待遇 .....	65
4 ワーク・ライフ・バランスについて .....	68
5 就労意向について .....	70
6 働くことができない理由 .....	71
7 女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと .....	72
8 出産等で仕事を辞めた女性が再就職しやすくするために必要なこと .....	73
9 調査結果の分析 .....	74

<b>第4章 地域活動について</b> .....	<b>76</b>
1 地域活動への参加状況 .....	76
2 地域活動へ参加していない理由 .....	78
3 調査結果の分析 .....	80
<b>第5章 老後の生活について</b> .....	<b>82</b>
1 老後の暮らし方 .....	82
2 老後の不安や悩み .....	84
3 高齢者への介護支援 .....	86
4 家庭内での介護者 .....	88
5 自身が介護をしてもらいたい人 .....	90
6 調査結果の分析 .....	92
<b>第6章 配偶者からの暴力について</b> .....	<b>96</b>
1 身近でのDVの見聞きについて .....	96
2 身近で起きたDVに対する対応について .....	98
3 DV被害の経験について .....	100
4 DV被害を第三者に相談した経験 .....	111
5 DV被害について相談しなかった理由 .....	113
6 調査結果の分析 .....	116
<b>第7章 セクシュアル・ハラスメント等について</b> .....	<b>120</b>
1 セクシュアル・ハラスメント等の被害の経験について .....	120
2 セクシュアル・ハラスメント等被害についての相談状況 .....	122
3 セクシュアル・ハラスメント等被害を受けて相談しなかった理由 .....	123
4 DVやセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力抑止について .....	125
5 調査結果の分析 .....	127
<b>第8章 性の多様性について</b> .....	<b>130</b>
1 「性の多様性」に関連する言葉の認知度 .....	130
2 体の性、心の性または性的指向について悩んだ経験 .....	137
3 性的少数者であることを打ち明けられた経験 .....	138
4 性の多様性についての考え方 .....	139
5 身近な方から性的少数者であることを打ち明けられた場合の対応 .....	140
6 LGBTの方が困難に感じる場合 .....	141
7 偏見や差別をなくすために必要なこと .....	143
8 体の性・心の性または性的指向に悩んだことがある方の回答 .....	145
9 調査結果の分析 .....	149
<b>第9章 男女共同参画行政について</b> .....	<b>152</b>
1 男女共同参画に関する用語の周知度 .....	152
2 自治体の首長や議員、企業の管理職に女性の参画が少ない理由 .....	153
3 沖縄県男女共同参画センター「ている」で拡充してほしい事業 .....	155
4 男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきこと .....	157
5 調査結果の分析 .....	160
<b>IV 参考資料</b> .....	<b>165</b>
1 集計表（回答者の属性） .....	167
2 調査票 .....	173

---

# I 調査概要

---



# I 調査概要

## 1 調査の目的

この調査は、沖縄県における男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態について把握し、次期（第6次）沖縄県男女共同参画計画の策定及び今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の基礎資料とすることを目的とする。

## 2 調査の内容

- (1) 男女の地位の平等感について
- (2) トートーメー（位牌）の継承について
- (3) 家庭生活での男女の役割分担について
- (4) 女性の就労について
- (5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について
- (6) 地域活動への参加意識について
- (7) 老後の生活について
- (8) 介護について
- (9) 配偶者からの暴力と対策について
- (10) セクシュアル・ハラスメントと対策について
- (11) 性の多様性について
- (12) 男女共同参画行政および推進について

## 3 調査設計

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 調査地域     | : 沖縄県全域                              |
| (2) 調査対象     | : 沖縄県各市町村から無作為に抽出した満20歳以上の男女         |
| (3) サンプルング方法 | : 県内各市町村の住民基本台帳から抽出                  |
| (4) 調査方法     | : 郵送配布 / 郵送回収及びWEBアンケート回収            |
| (5) 調査期間     | : 令和2年9月7日 ~ 令和2年9月28日               |
| (6) 調査機関     | : 株式会社アドスタッフ博報堂 株式会社MEDIAFLAG沖縄共同企業体 |

## 4 回収結果

- |         |   |
|---------|---|
| (1) 配布数 | : 7,500 件   |
| (2) 回収数 | : 1,721件（22.9%）<br>郵送1,465件（85.1%）、WEB256件（14.9%） |



# I 調査概要

## ■市町村別回収結果

市町村	配布数	回収数	回収率	構成比	市町村	配布数	回収数	回収率	構成比
国頭村	24	2	8.3%	0.1%	浦添市	585	121	20.7%	7.0%
大宜味村	16	7	43.8%	0.4%	那覇市	1,668	399	23.9%	23.2%
東村	9	1	11.1%	0.1%	糸満市	312	52	16.7%	3.0%
今帰仁村	47	14	29.8%	0.8%	豊見城市	325	58	17.8%	3.4%
本部町	68	17	25.0%	1.0%	南城市	222	56	25.2%	3.3%
宜野座村	30	8	26.7%	0.5%	与那原町	101	19	18.8%	1.1%
金武町	57	11	19.3%	0.6%	南風原町	197	52	26.4%	3.0%
恩納村	53	17	32.1%	1.0%	八重瀬町	158	41	25.9%	2.4%
伊江村	23	2	8.7%	0.1%	南大東村	6	1	16.7%	0.1%
伊平屋村	6	1	16.7%	0.1%	北大東村	3	1	33.3%	0.1%
伊是名村	7	2	28.6%	0.1%	渡嘉敷村	4	0	0.0%	0.0%
名護市	319	104	32.6%	6.0%	座間味村	5	1	20.0%	0.1%
沖縄市	717	144	20.1%	8.4%	粟国村	3	0	0.0%	0.0%
うるま市	628	108	17.2%	6.3%	渡名喜村	2	0	0.0%	0.0%
読谷村	208	62	29.8%	3.6%	久米島町	40	6	15.0%	0.3%
嘉手納町	67	19	28.4%	1.1%	宮古島市	277	52	18.8%	3.0%
北谷町	144	39	27.1%	2.3%	多良間村	6	0	0.0%	0.0%
北中城村	87	27	31.0%	1.6%	石垣市	254	59	23.2%	3.4%
中城村	107	21	19.6%	1.2%	与那国町	9	1	11.1%	0.1%
西原町	181	66	36.5%	3.8%	竹富町	22	8	36.4%	0.5%
宜野湾市	503	122	24.3%	7.1%	合計	7500	1721	22.9%	100.0%

## 5 調査結果の分析と執筆

沖縄国際大学 総合文化学部 教授 桃原 一彦

沖縄キリスト教学院大学 人文学英語コミュニケーション学科 教授 新垣 誠

## 6 報告書の見方

- (1) グラフの数値単位は%である。数値は小数点1位まで表示。(第2位を四捨五入)したがって、構成比の合計が100.0%にならない場合がある。
- (2) 集計方法は無回答を加えて集計している。(一部、無回答を除く集計あり)
- (3) 複数回答は、回答者数を基数とするため、100.0%を超える場合がある。
- (4) 図表の表頭、表部分の文章は簡略化している場合があるので、必要に応じて巻末の調査票を参照のこと。

## 7 参考資料

本文中で参考として使用しているデータの出典は以下のとおり。

- 前回調査「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」平成27年度
- 前々回調査「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」平成22年度
- 「男女共同参画社会に関する世論調査」令和元年9月(内閣府)
- 「男女共同参画社会に関する世論調査」平成21年10月調査(内閣府)

---

## Ⅱ 回答者の属性

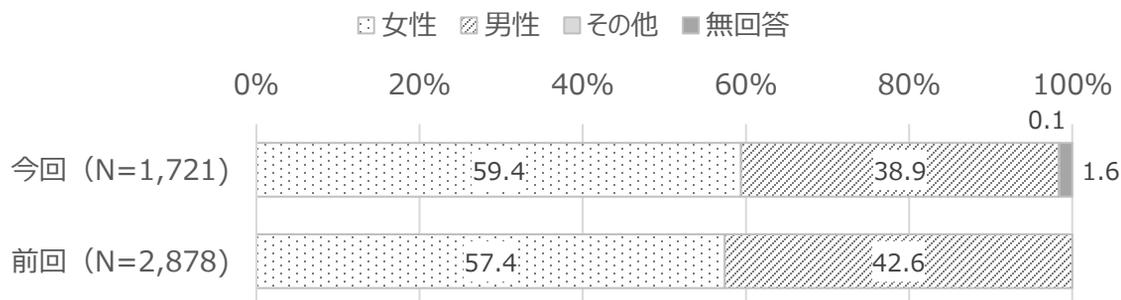
---



## II 回答者の属性

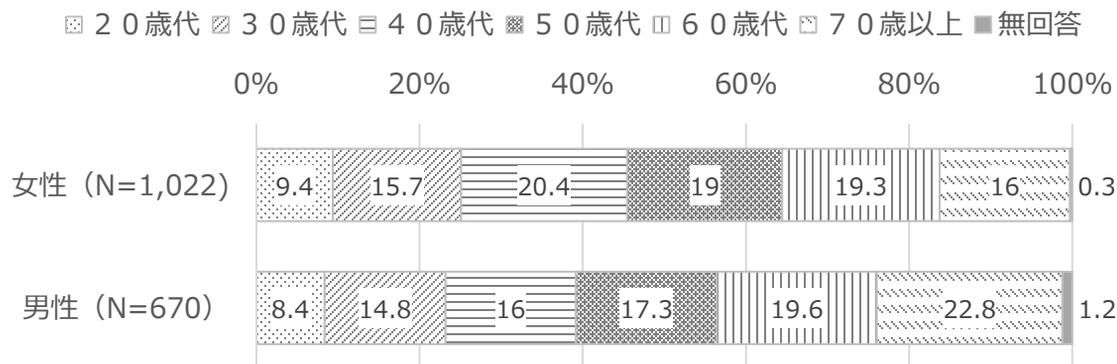
### 1.性別

回答者の性別は女性が59.4%、男性が38.9%とほぼ前回と同じ割合である。また今回、選択肢に「その他」を追加したところ0.1%（一人）の回答があった。



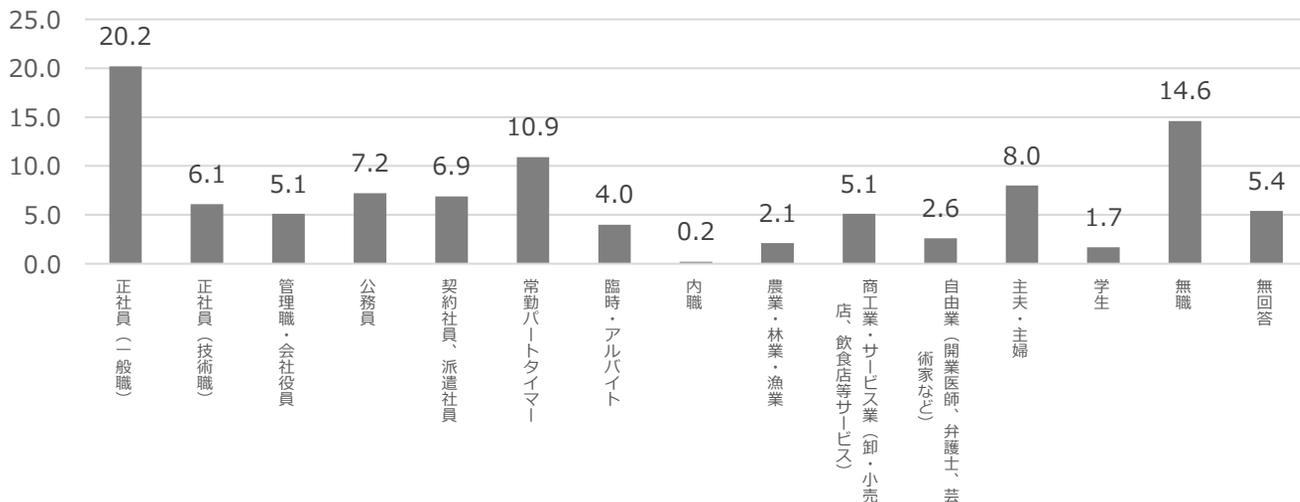
### 2.年代

性別で年代をみると極端な差は見られない。



### 3.職業

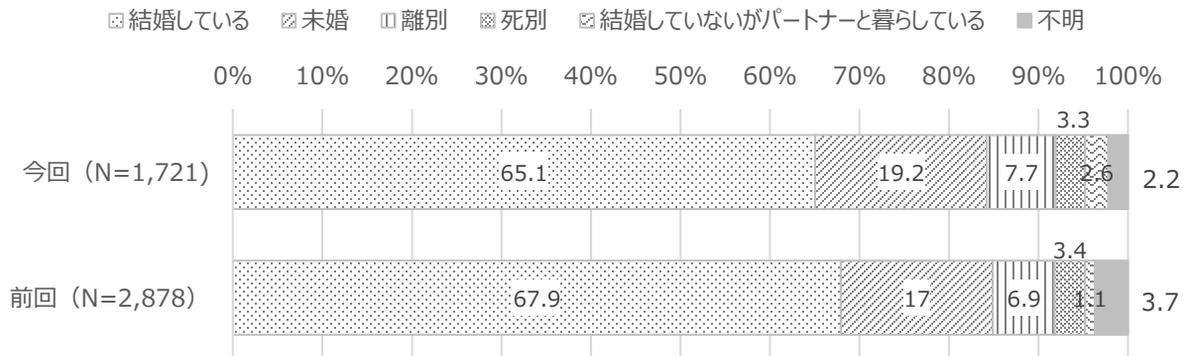
職業は正社員が20.2%で最も多い。各職業の割合は前回とほぼ同じである。



## II 回答者の属性

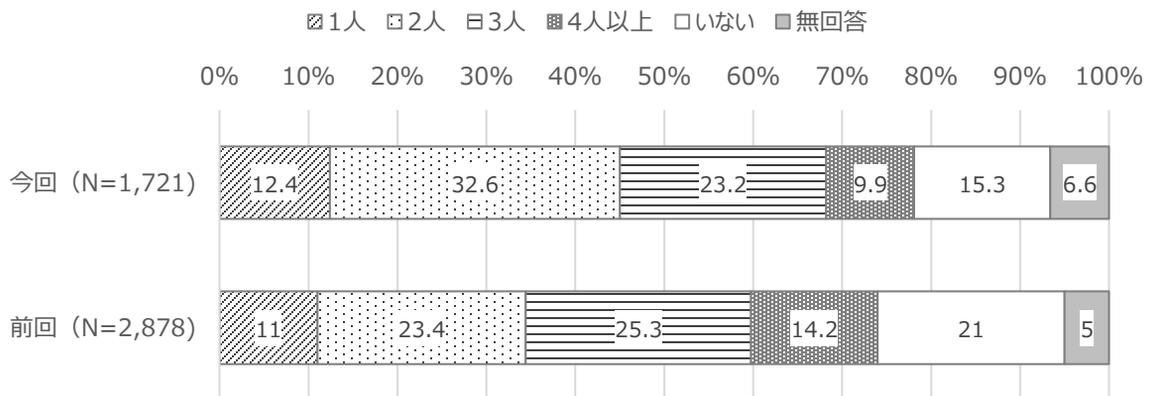
### 4. 婚姻状況

婚姻状況の割合も前回とほぼ同じである。



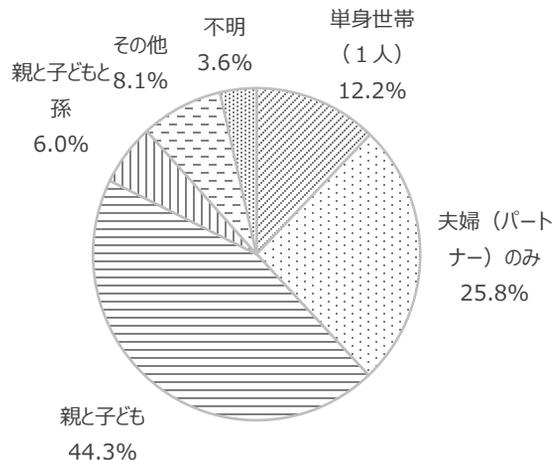
### 5. 子どもの有無

子供の人数は「2人」が32.6%で最も多い。次いで「3人」(23.2%)。「いない」の割合が減少した。



### 6. 世帯種類

世帯の種類は「親と子ども」が44.3%で最も多く、次いで「夫婦（パートナー）」が25.8%である。「親と子供と孫」の3世代は6.0%である。



---

## Ⅲ 調査結果

---



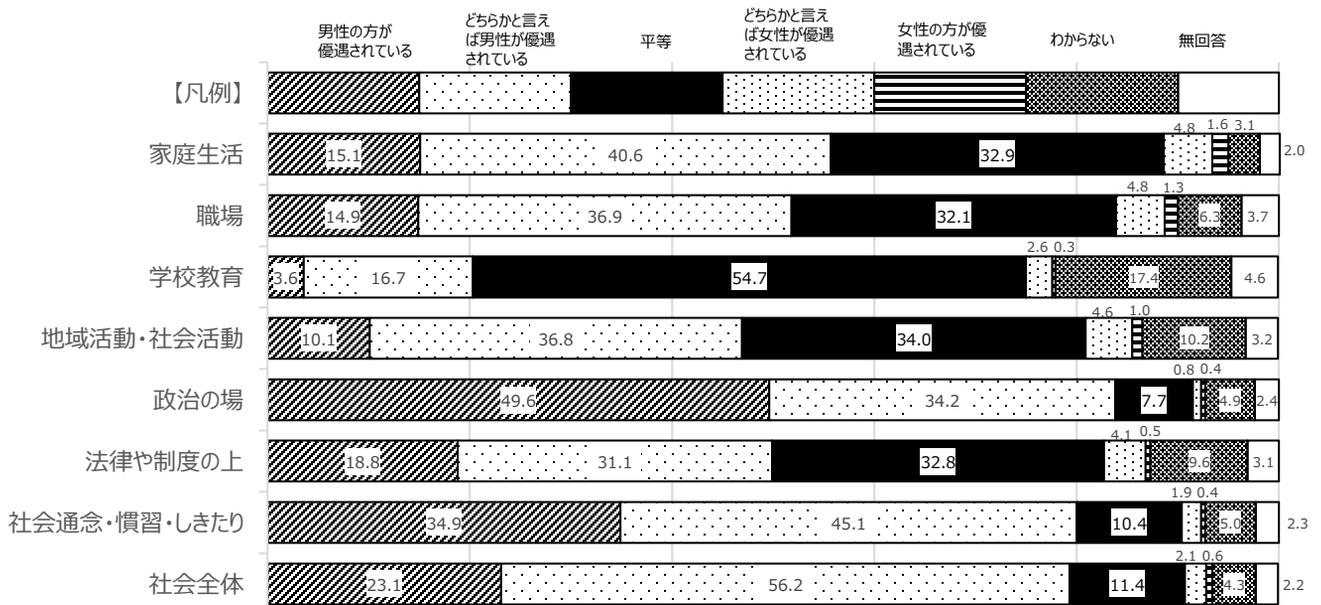
# 第1章 男女平等に関する意識について

## 1. 男女の地位の平等感

問1 あなたは、次にあげるア～クまでの分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれの分野について、あなたの考えに近いものを1つずつ選んでください。

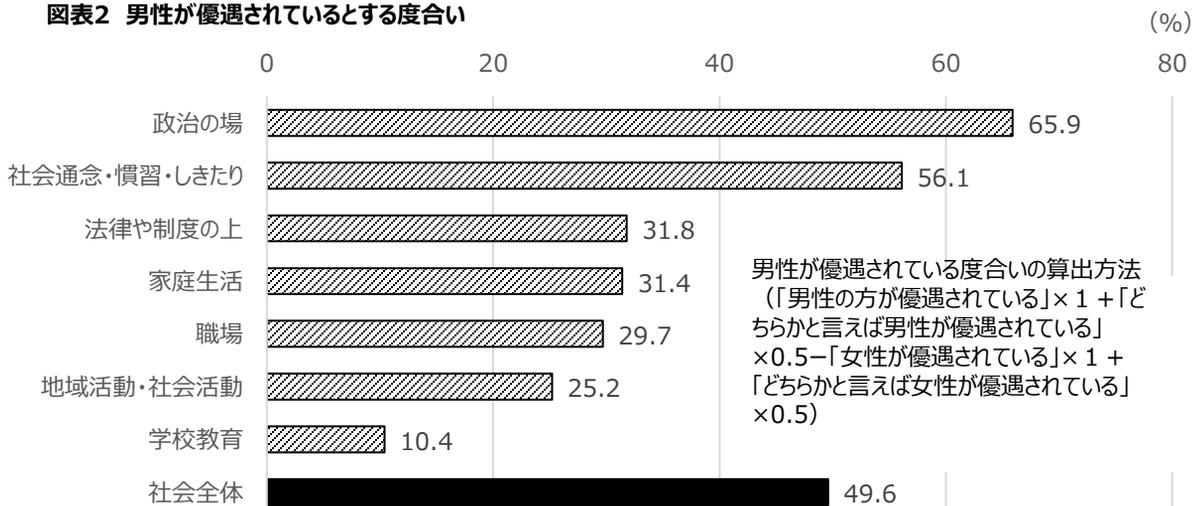
男女の地位の平等感について、「平等」の割合が高いのは『学校教育』(54.7%)である。逆に「平等」の割合が低いのは『政治の場』(7.7%)である。

図表1 各分野の男女の地位の平等感



男性が優遇されているとする度合いで最も優遇感が高いのは『政治の場』(65.9%)、次に『社会通念・慣習・しきたり』(56.1%)である。

図表2 男性が優遇されているとする度合い



### 各分野の男女の地位の平等感について（今回調査、過去調査、全国調査比較）

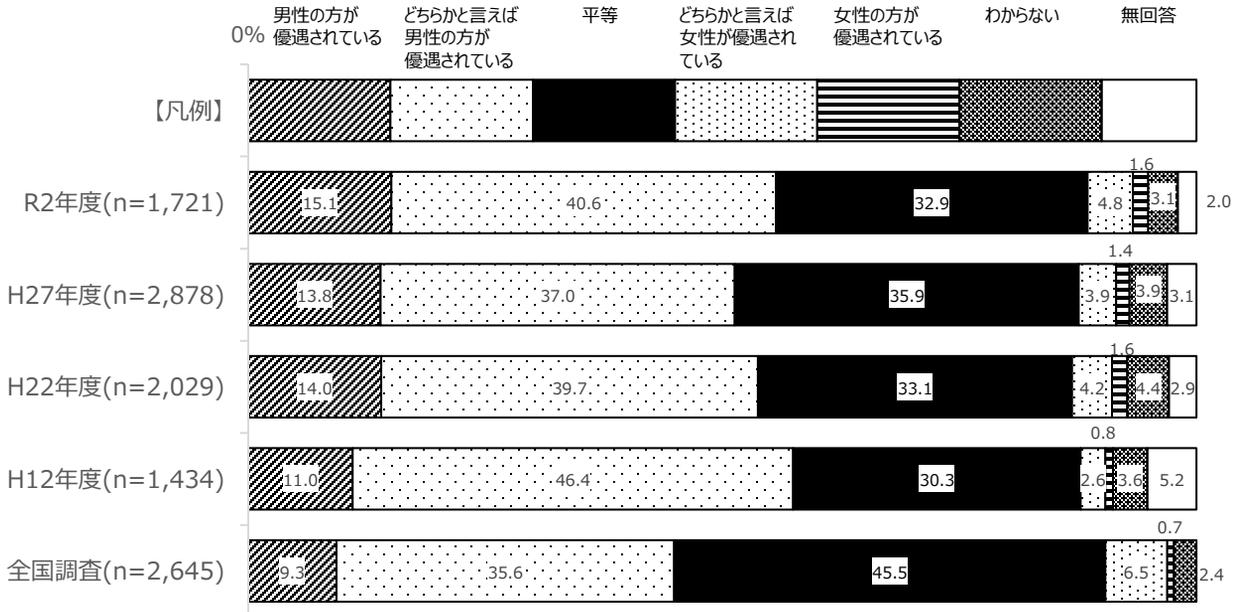
男女の地位の平等感について、前回調査と比較すると『家庭生活』では「平等」の割合が32.9%と減少している。（3ポイント減）

『職場』では「平等」の割合が32.1%と増加している。（1.6ポイント増）

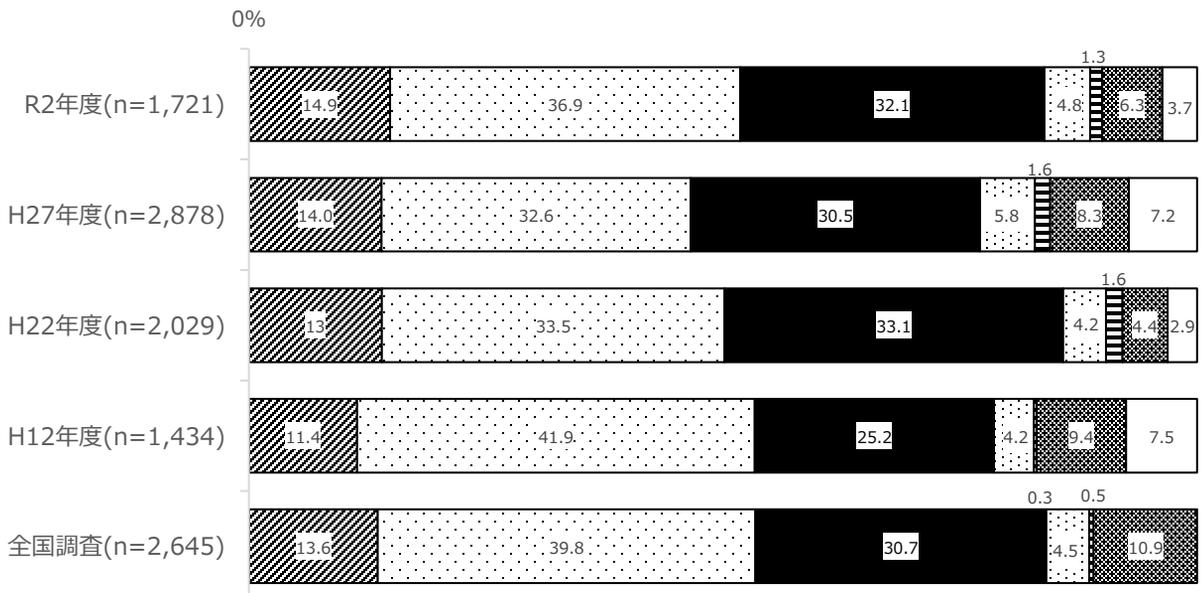
平等感の全国調査と比較すると、『家庭生活』では12.6ポイント低いが、『職場』では1.4ポイント高い。

図表3 男女の地位の平等感（今回調査、過去調査、全国調査比較）

#### ア 家庭生活



#### イ 職場

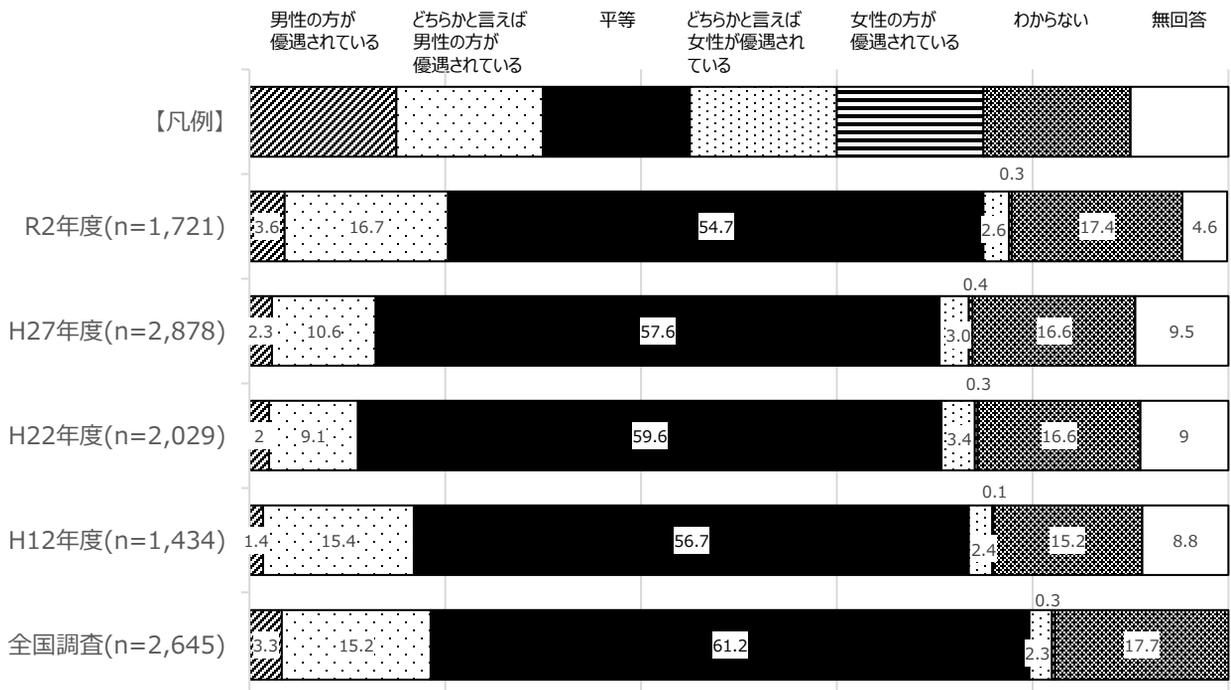


『学校教育』では「平等」の割合が54.7%と減少している。(2.9ポイント減)

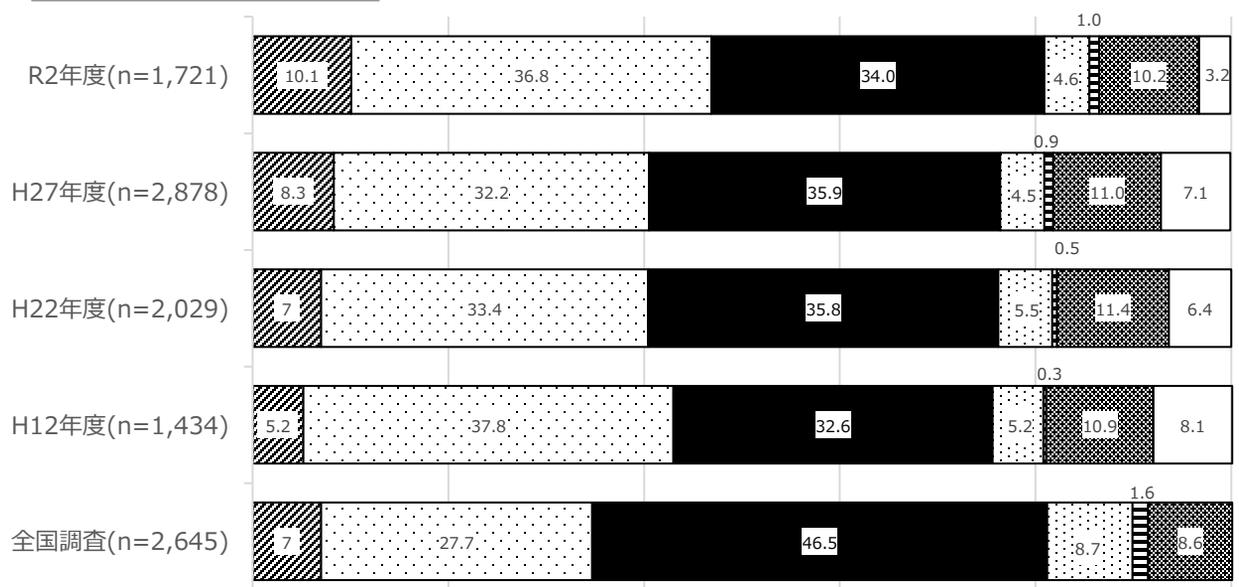
『地域活動・社会活動』では「平等」の割合が34%と減少している。(1.9ポイント減)

また、全国調査との平等感比較でも『学校教育』(6.5ポイント減)『地域活動・社会活動』(12.5ポイント減)と低い。

### ウ 学校教育



### エ 地域活動・社会活動

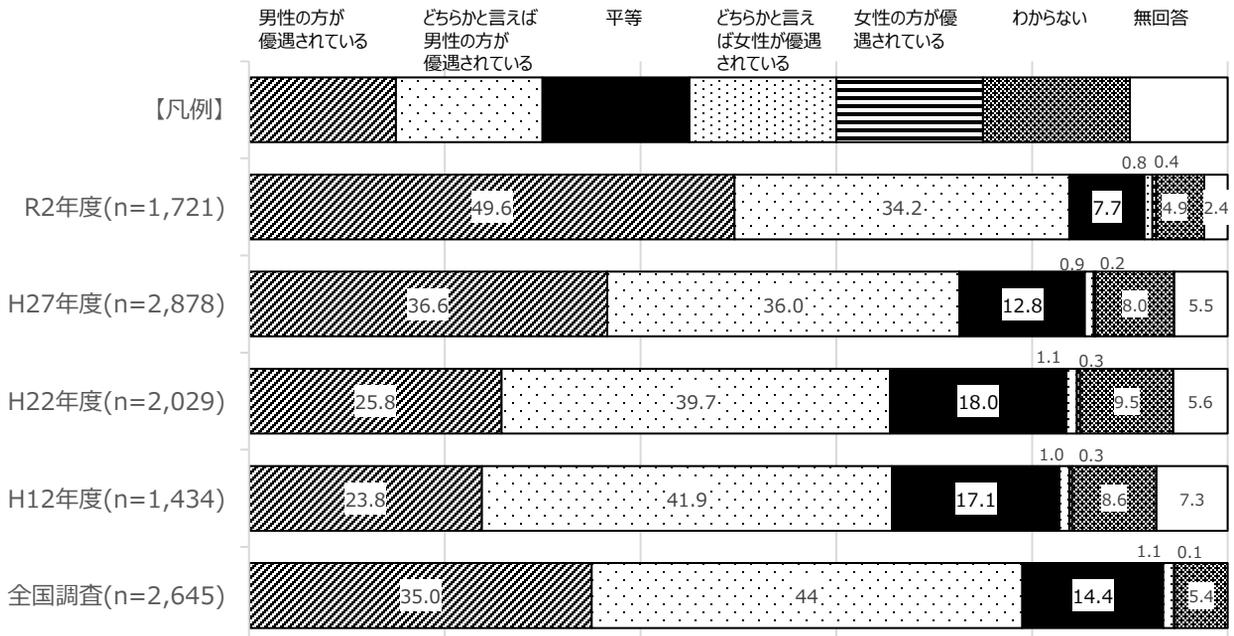


『政治の場』では「平等」の割合が7.7%と減少している。(5.1ポイント減)

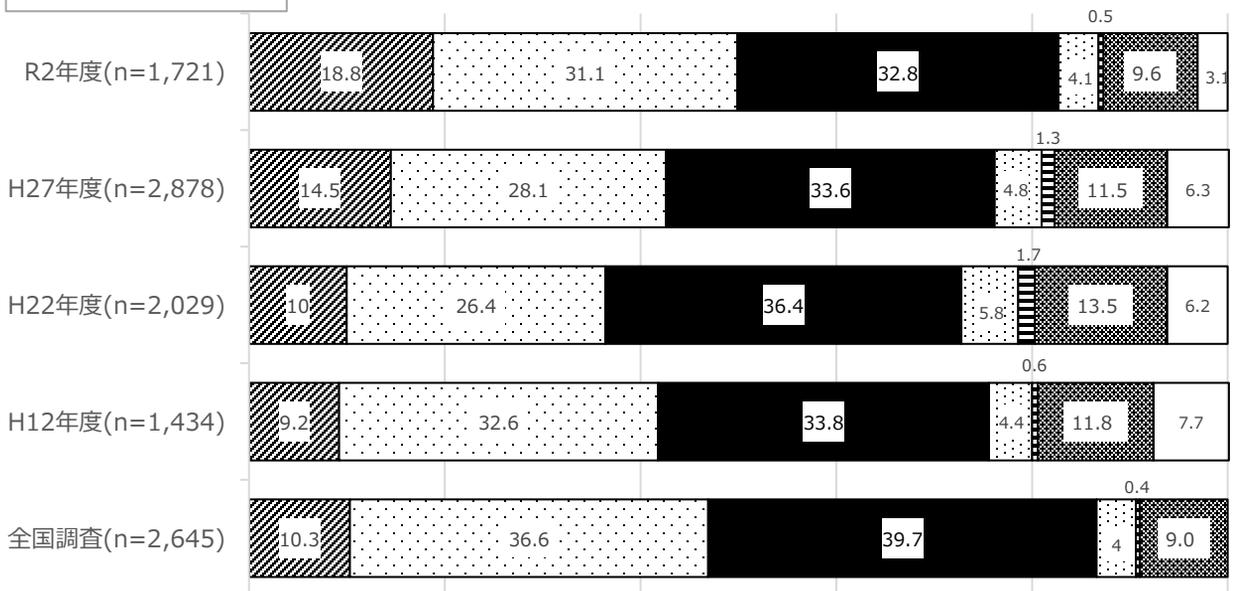
『法律や制度上』では「平等」の割合が32.8%と減少している。(0.8ポイント減)

『政治の場』、『法律や制度上』ともに、過去値との男性優遇合算（男性の方が優遇されている・どちらかと言えば男性の方が優遇されている）を比較すると（11.2ポイント増）（7.3ポイント増）と大幅に増加している。ただ、全国調査と比較するとどちらも（4.8ポイント増）（3ポイント増）とほぼ同水準となる。

オ 政治の場



カ 法律や制度上

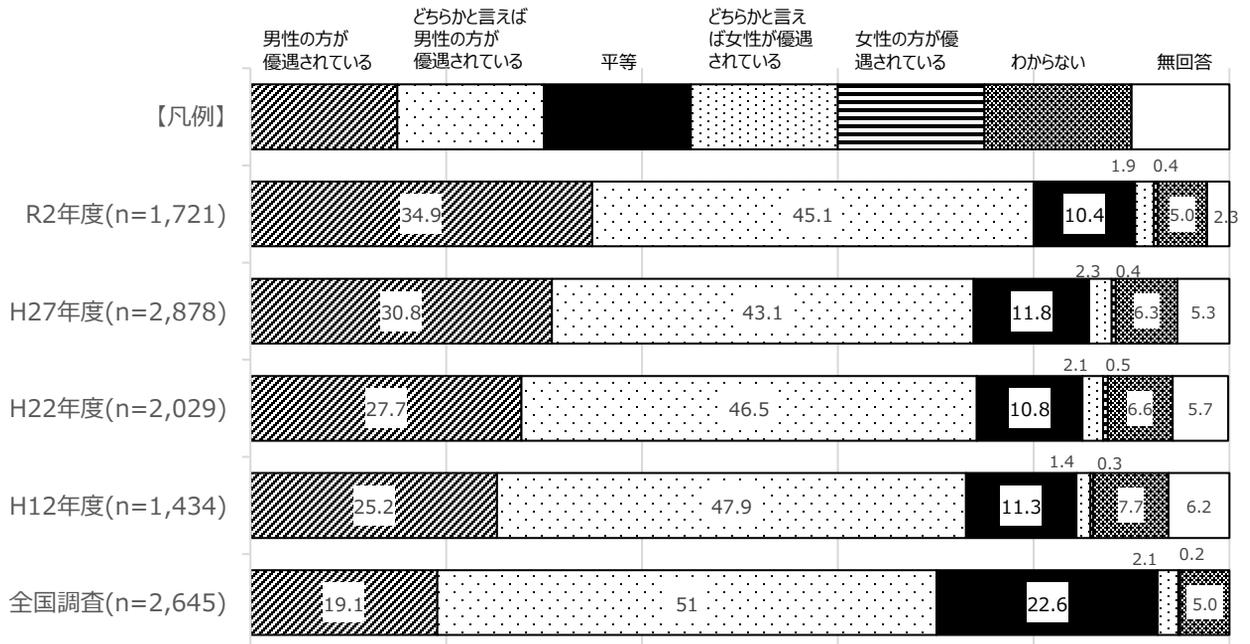


『社会通念・慣習・しきたり』では「平等」の割合が10.4%と減少している。(1.4ポイント減)

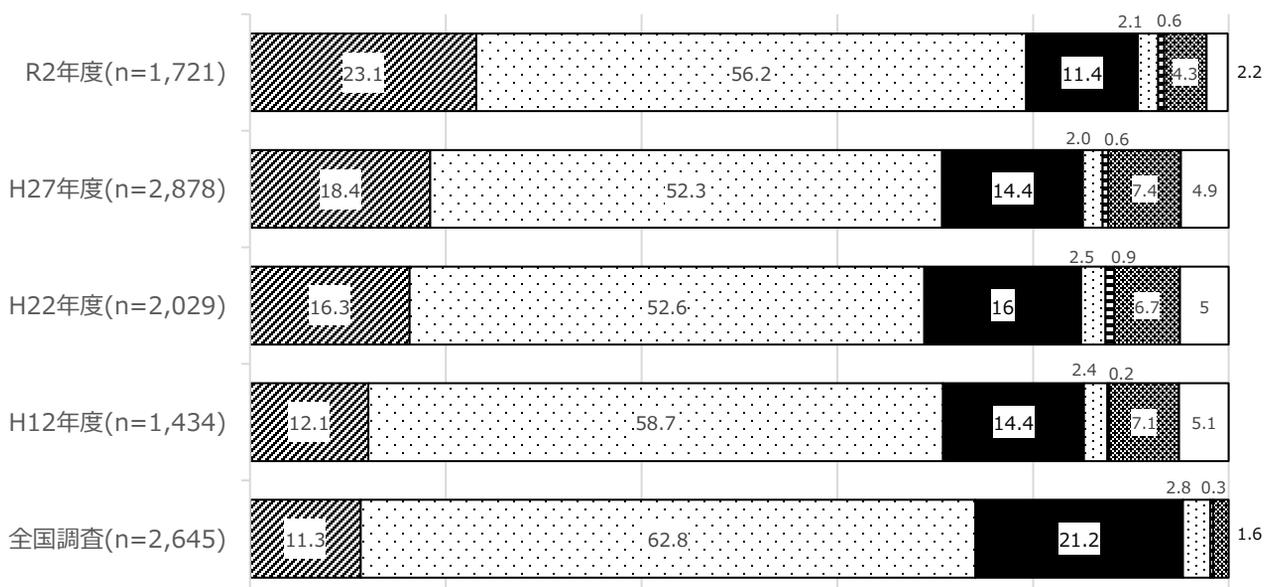
『社会全体』では「平等」の割合が11.4%と減少している。(3ポイント減)

『社会通念・慣習・しきたり』、『社会全体』の平等感を全国調査と比較すると、『社会通念・慣習・しきたり』(12.2ポイントの差) 『社会全体』(9.8ポイントの差) のどちらも低い。

キ 社会通念・慣習・しきたり



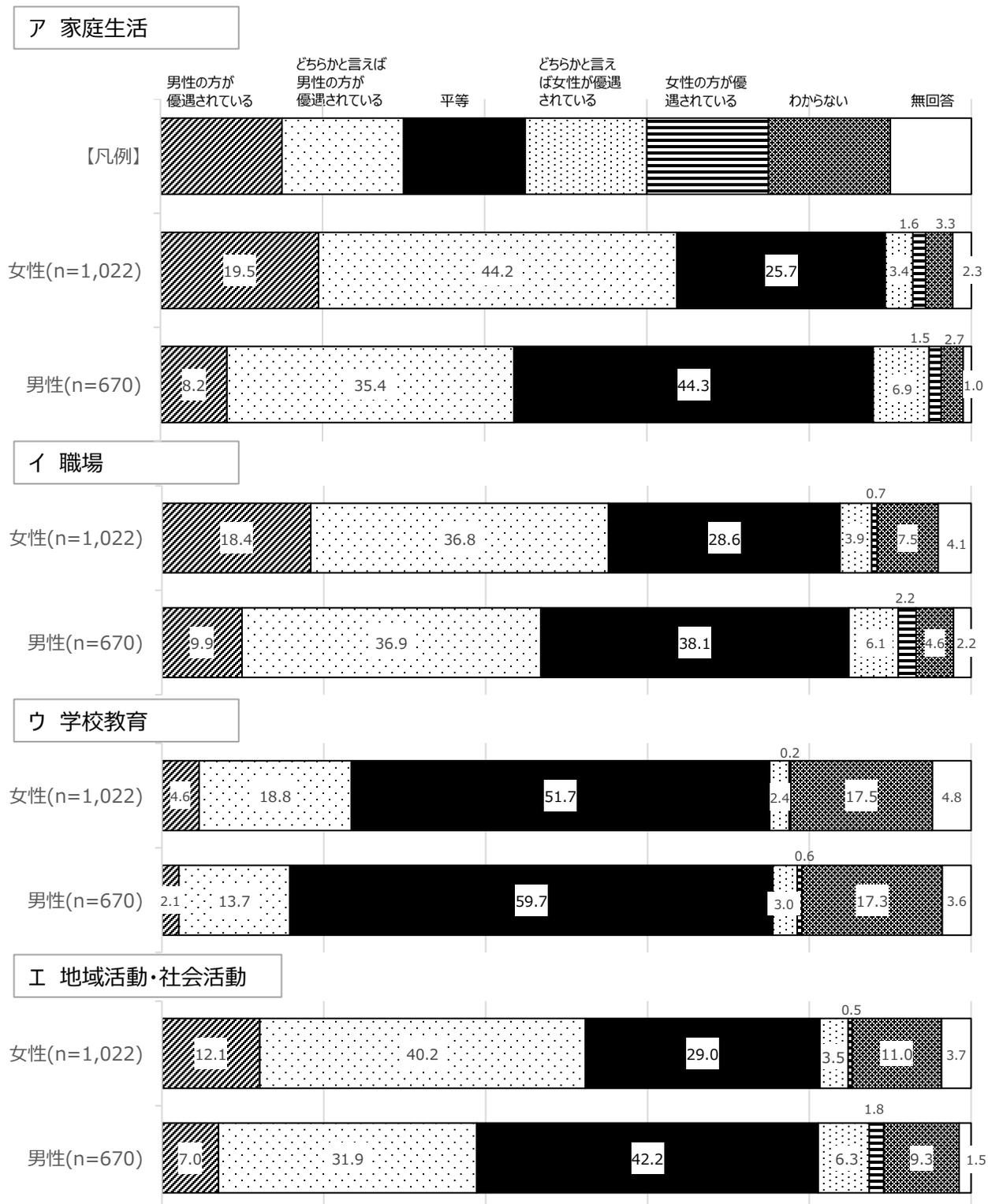
ク 社会全体



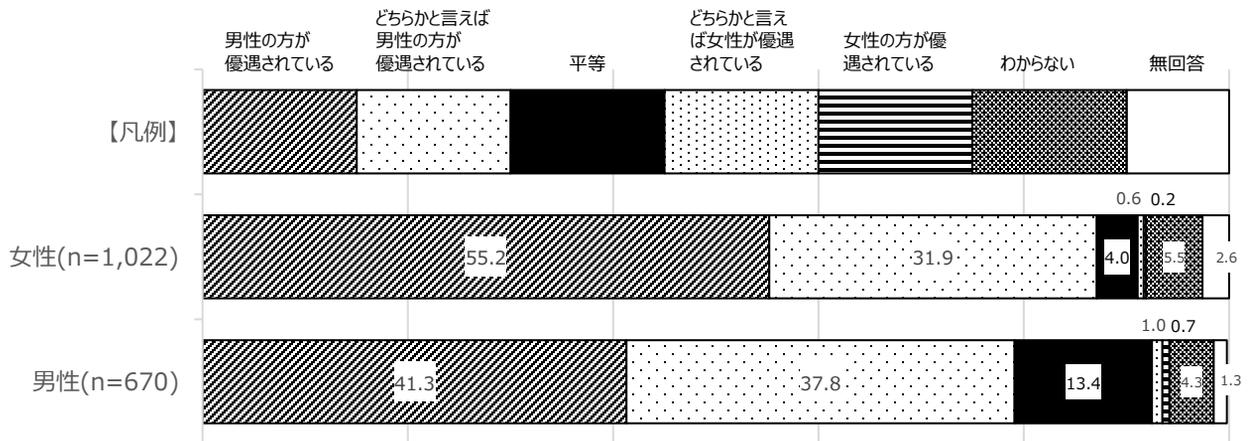
# 男女の地位の平等感について（性別）

男女の地位の平等感について性別で見ると、各分野で女性の「平等」の割合が男性に比べて低い結果となっている。特に差が大きいのは、『法律や制度上』で男性は「平等」の割合が45.5%となっているが、女性は24.6%である。

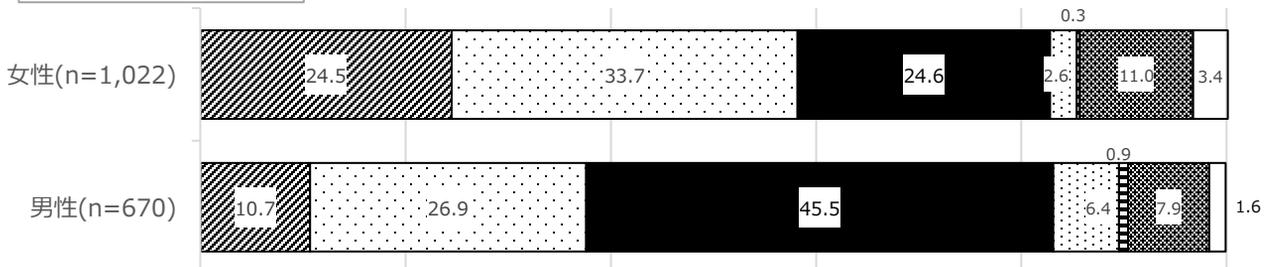
図表4 男女の地位の平等感（性別）



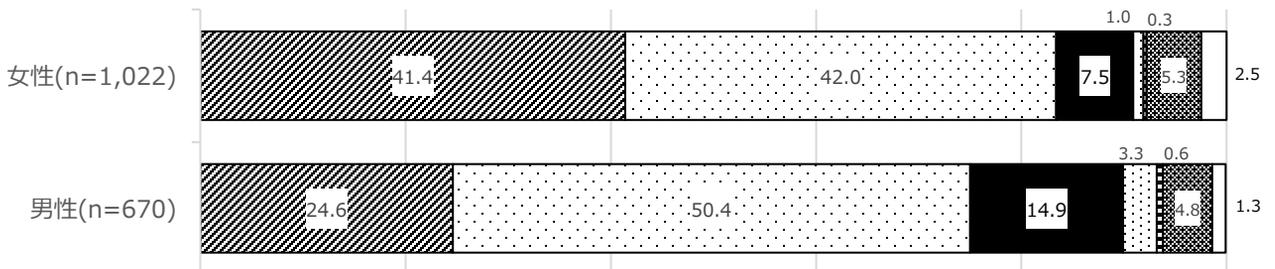
## オ 政治の場



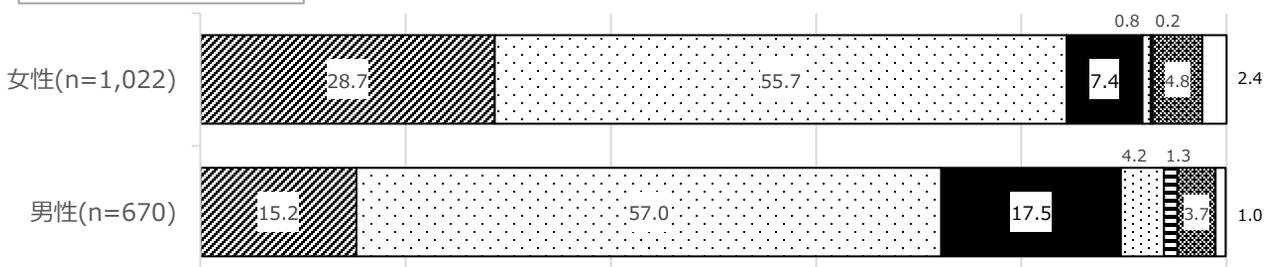
## カ 法律や制度上



## キ 社会通念・慣習・しきたり



## ク 社会全体

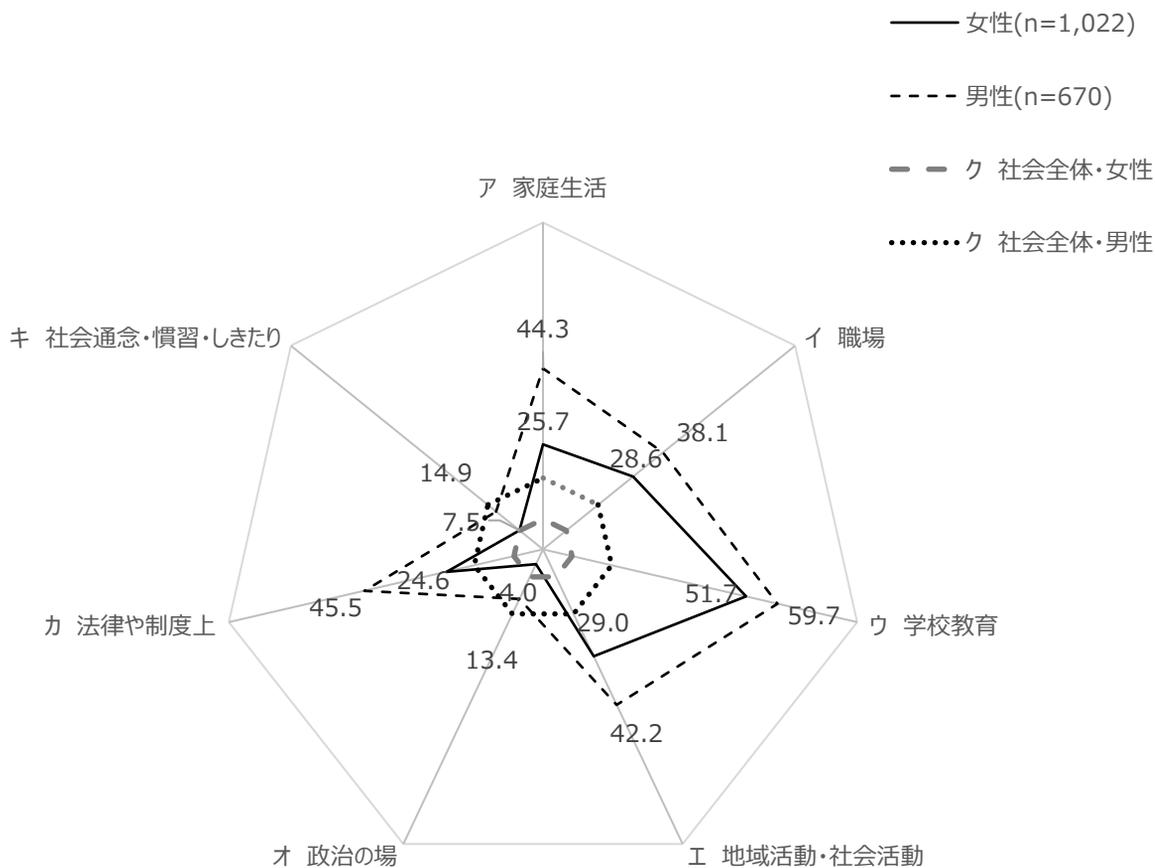


## 男女の平等感に影響する分野について

分野ごとの平等感を総括すると、『政治の場』男性（13.4%）女性（4.0%）『社会通念・慣習・しきたり』男性（14.9%）女性（7.5%）では、男女ともに低い水準になっている。

また、男女での平等感が10ポイント以上の差があるのは『家庭生活』、『地域活動・社会活動』、『法律や制度上』。

図表5 男女の平等感に影響する分野について

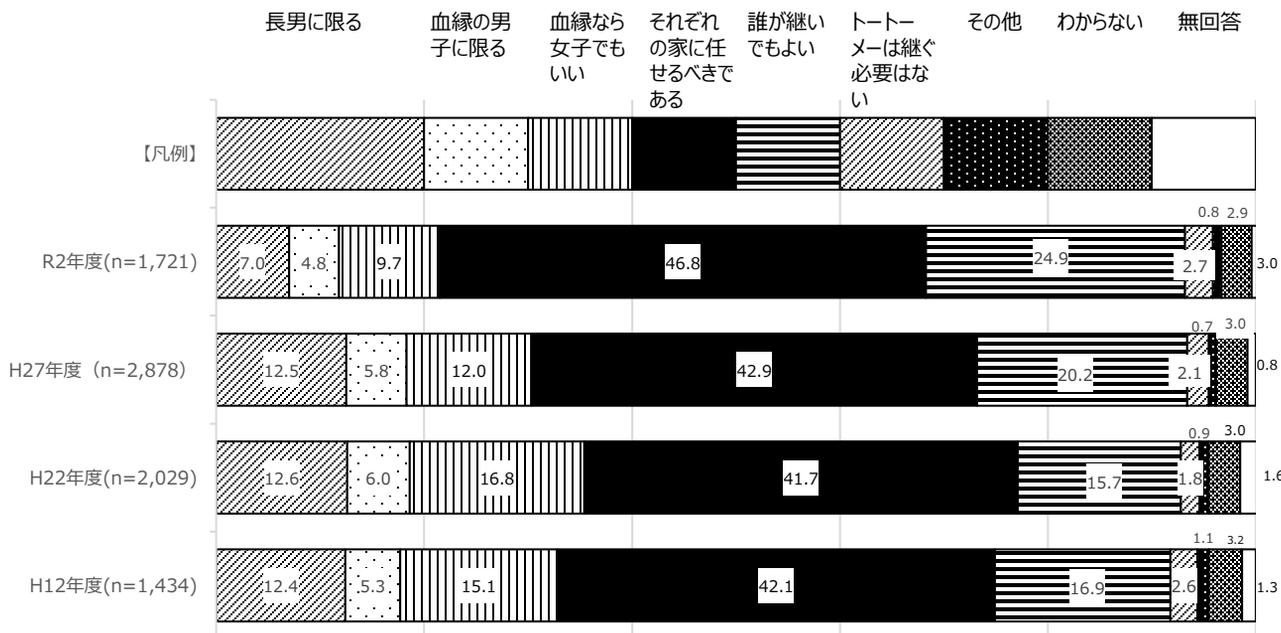


## 2. トートーメー（位牌）の継承について（個人の意見）

問2 「トートーメー（位牌）は長男が継ぐべきだ」という考えがあります。あなたの考えに近いものは何ですか。（○は1つだけ）

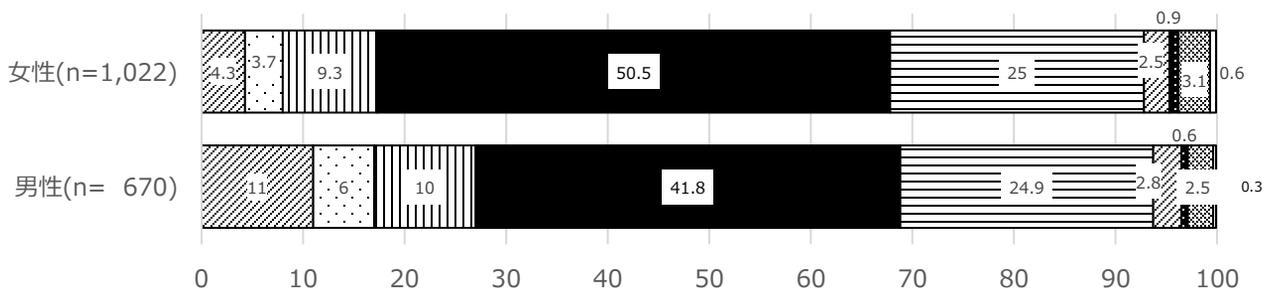
トートーメー継承について個人的意見を前回調査と比較すると、「それぞれの家に任せるべきである」が46.8%と最も多く、次に「誰が継いでもよい」が24.9%と続き、前回と同じ順位になっている。

図表6 トートーメー（位牌）の継承について個人的意見（今回調査、過去調査比較）



トートーメー継承について個人的意見を性別で見ると、女性の「それぞれの家に任せるべきである」が50.5%と男性よりも8.7%高い結果となっている。

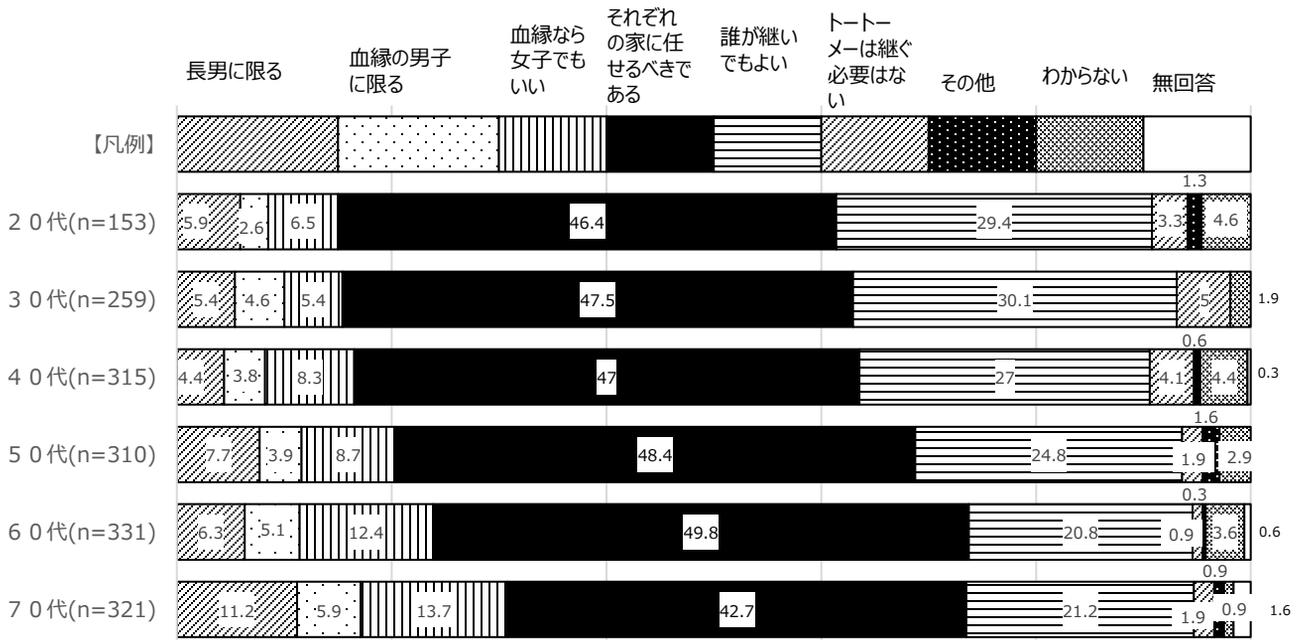
図表7 トートーメー（位牌）の継承について個人的意見（性別）



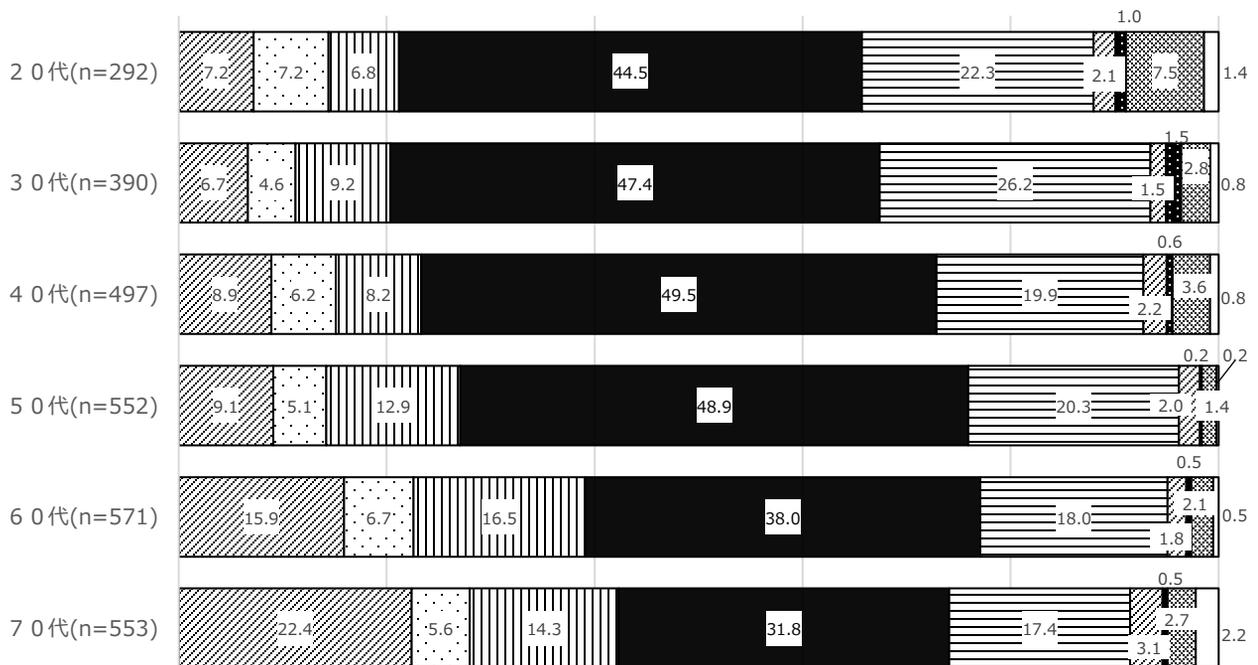
トートーメーの継承について個人的意見を年代別で見ると、年代が高くなるにつれ「誰が継いでもよい」の割合が低く、「血縁なら女子でもいい」の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、高い年代で「それぞれの家に任せるべきである」の割合が高くなっている。

図表8 トートーメー（位牌）の継承について個人的意見（年代別）



図表9 トートーメー（位牌）の継承について個人的意見（平成27年度調査結果年代別）

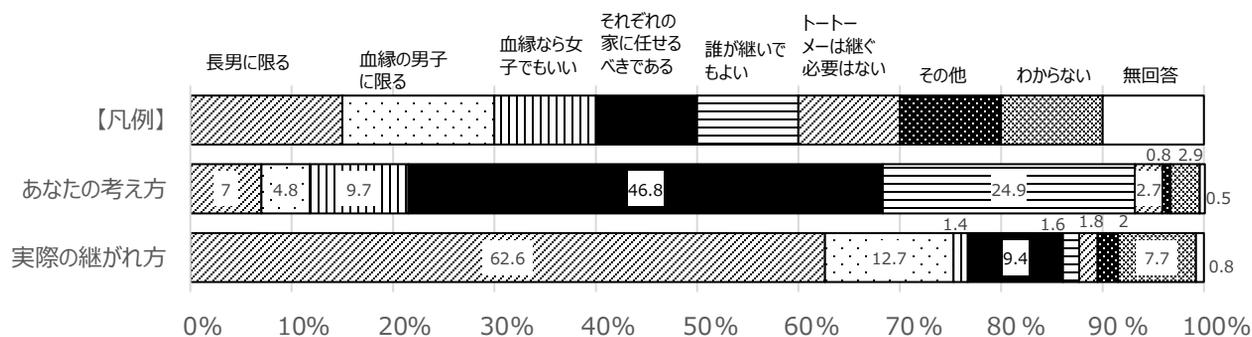


## 2-1. トートーメー（位牌）の継承について（実際の継承状況）

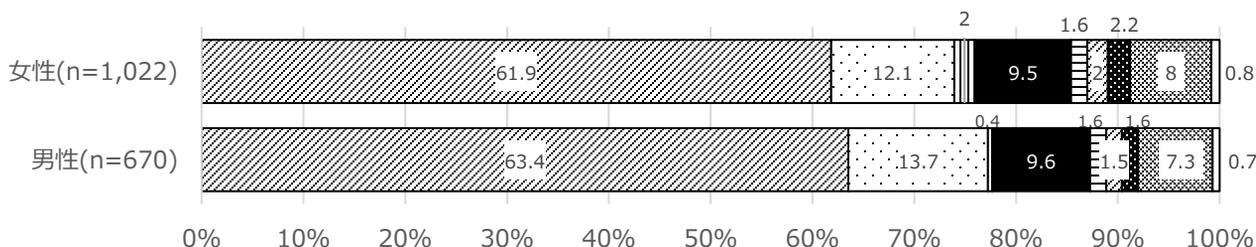
問2-1 あなた自身や親族等では、実際にどのようにトートーメーが継がれていますか。  
（〇は1つだけ）

トートーメーの実際の継承状況について、「長男に限る」の割合が62.6%と最も高く、個人的意見と大きく異なっている。性別で見ると各項目に大きな違いはないが、年代別で見ると年代が高くなるにつれ「血縁の男子に限る」も割合が高くなっている。

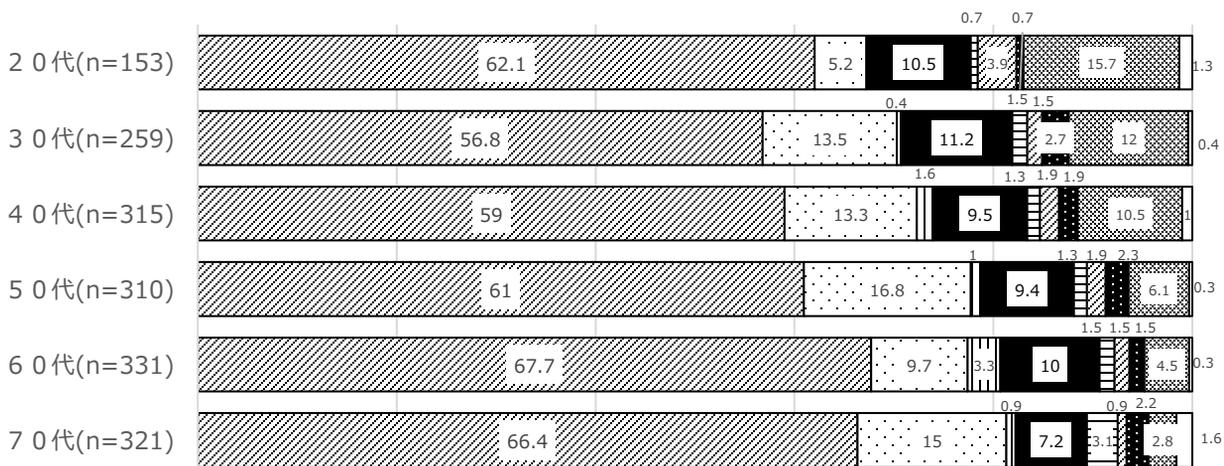
図表10 トートーメー（位牌）の継承について（個人的意見と実際の比較）



図表11 トートーメー（位牌）の実際の継承について（性別）



図表12 トートーメー（位牌）の継承について実際の継承について（年代別）



### 3. 子どもに受けさせたい教育程度

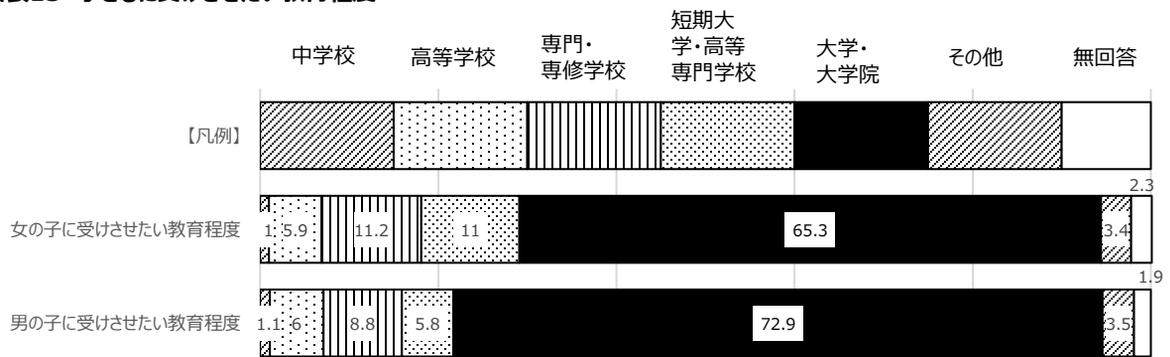
問3 子どもがいる方も、いない方もお答えください。男の子、女の子に受けさせたい教育程度は、次のうちどれですか。男の子、女の子それぞれについて1つ選んでください。

子どもに受けさせたい教育程度について、全体では男の子と女の子共に「大学・大学院」の割合が高い。

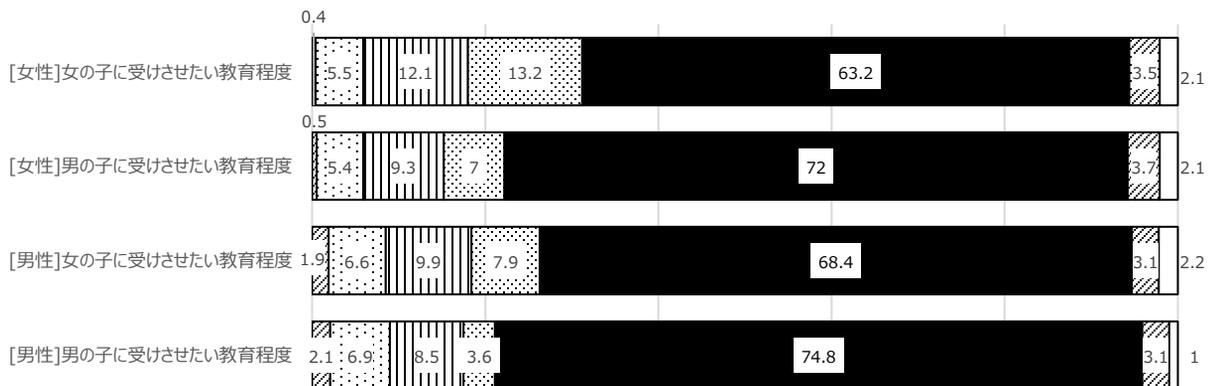
前回調査と比較しても男女ともに「大学・大学院」の割合が増加している。

しかし、「男の子に受けさせたい教育程度」、女の子に受けさせたい教育程度で比較すると「大学・大学院」項目でも（7.6pt）男の子に受けさせたい教育程度が高い。性別で比較しても同様の結果が見られる。

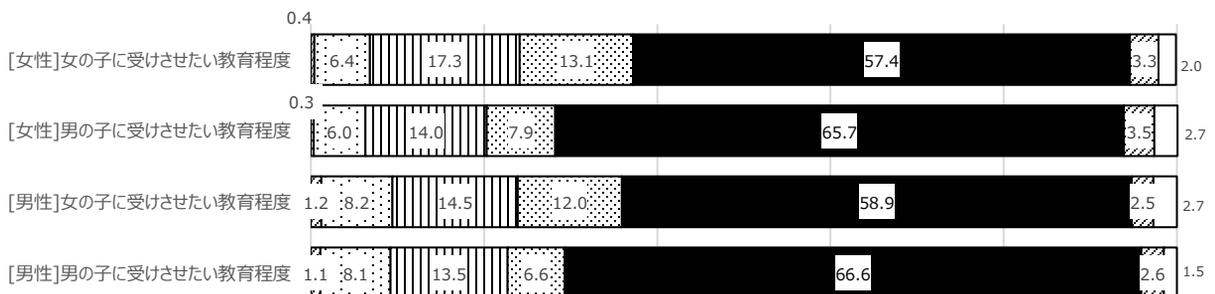
図表13 子どもに受けさせたい教育程度



図表14 子どもに受けさせたい教育程度（性別）

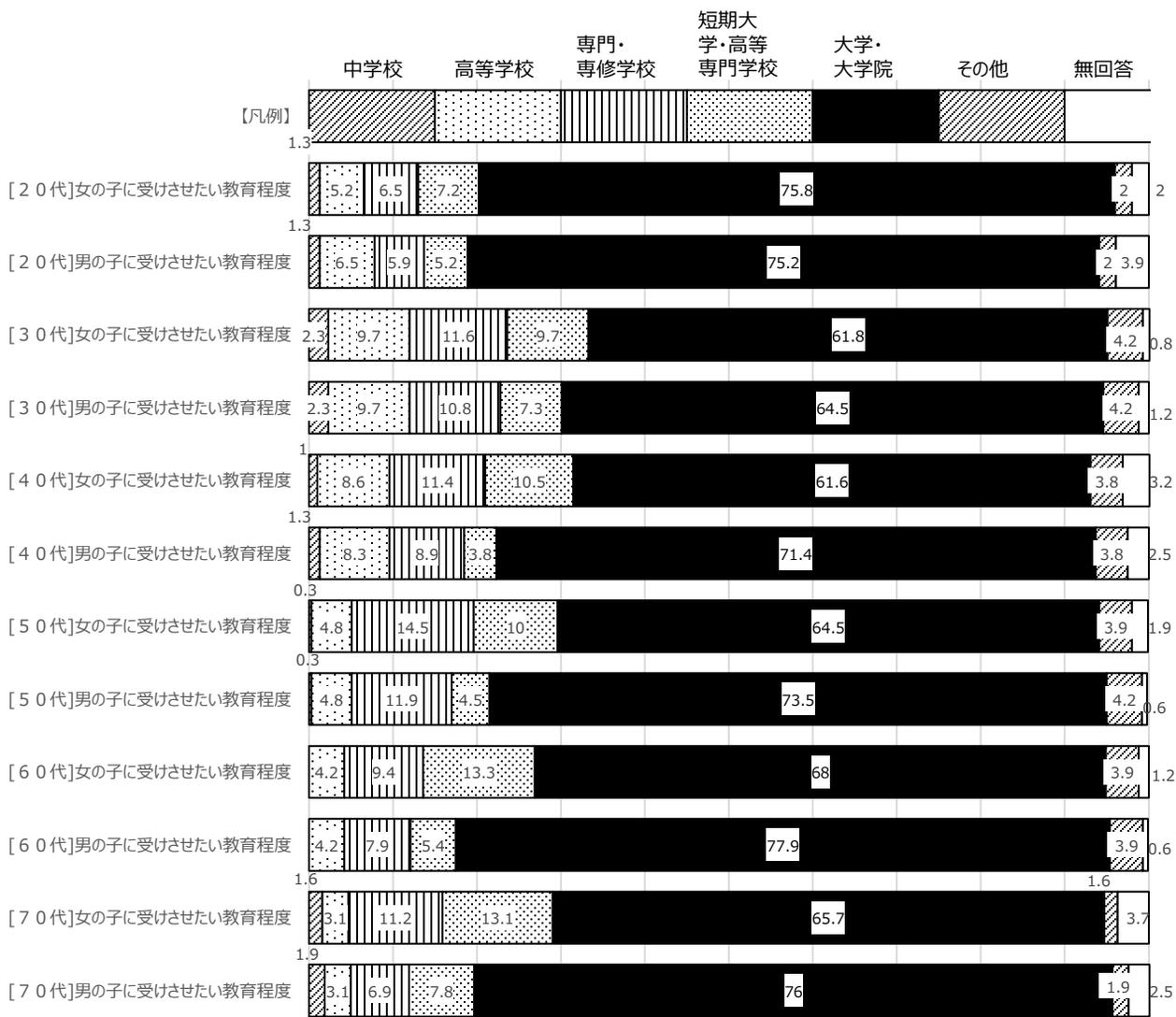


図表15 子どもに受けさせたい教育程度（平成27年度・性別）

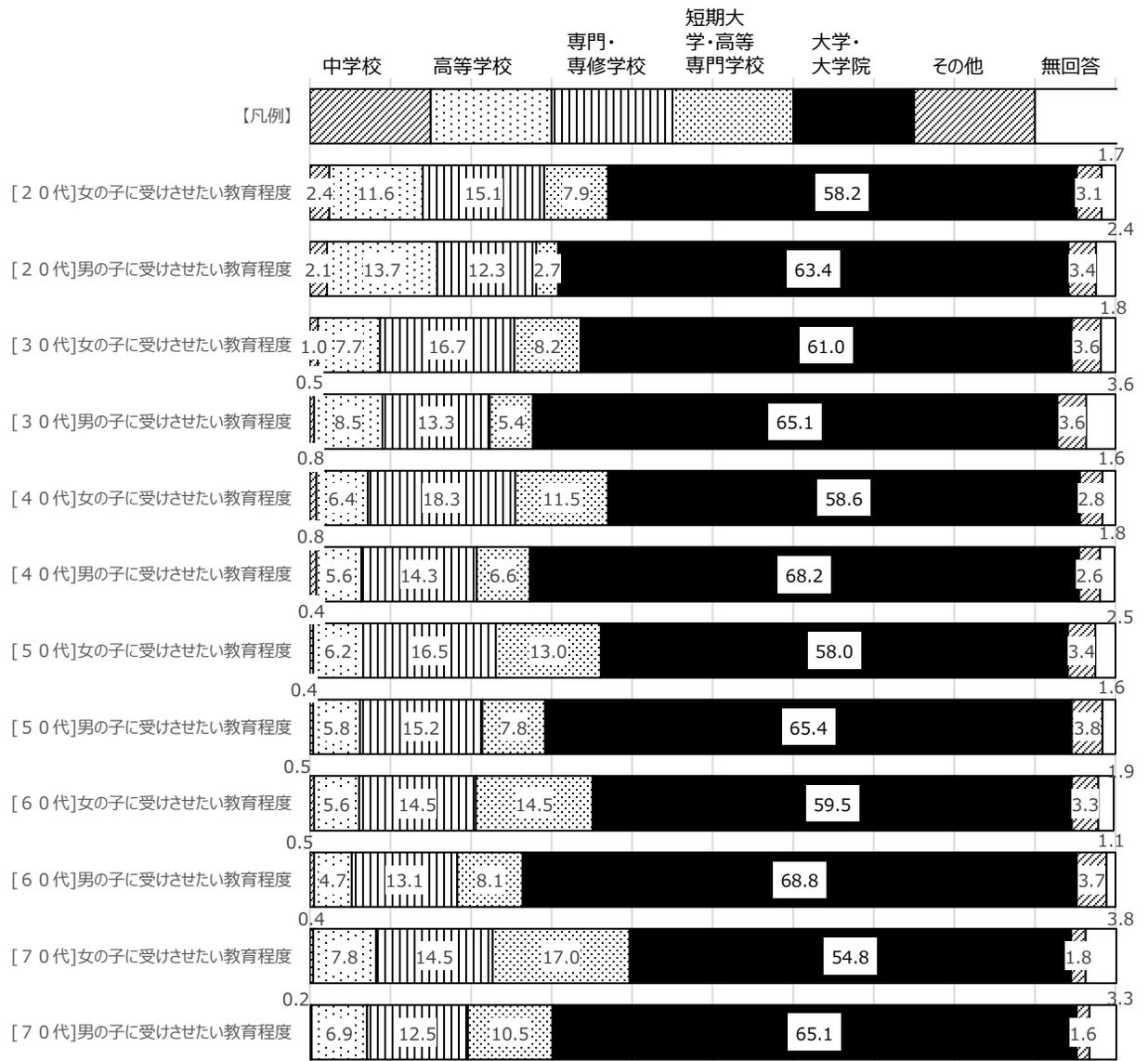


「子どもに受けさせたい教育程度」について、年代別で比較すると20代、30代では男の子、女の子の差があまりないが、40代から70代以上では、男の子に受けさせたい教育程度が高い傾向にある。

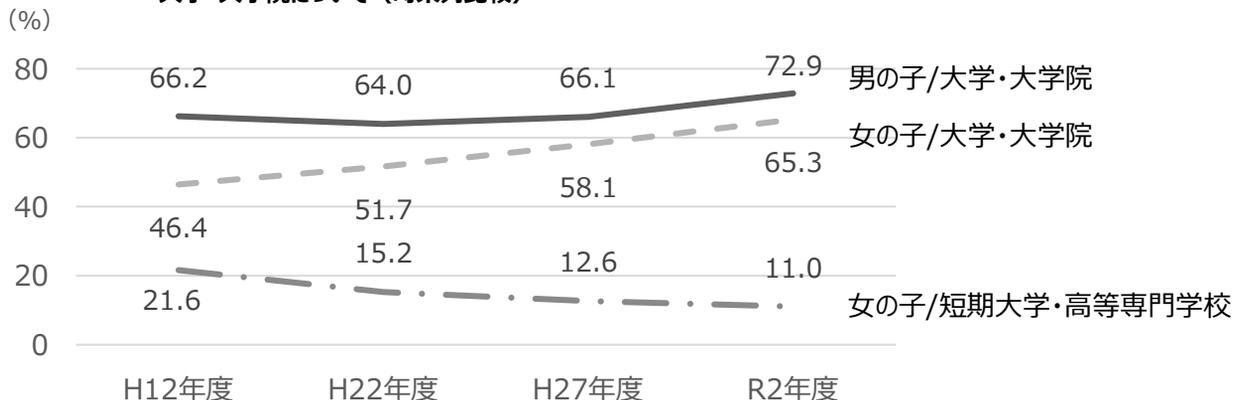
図表16 子どもに受けさせたい教育程度（年代別）



図表17 子どもに受けさせたい教育程度（平成27年度・年代別）



図表18 子どもに受けさせたい教育程度の推移  
大学・大学院について（時系列比較）



#### 4. 調査結果の分析 ～男女平等に関する意識について～

「男女の地位の平等感」は、5年前に実施された前回の調査結果と比較しても、著しい変化は見られない。つまり沖縄県では依然、男女の不平等感が高い。

最も男性が優遇されていると感じている領域は、「政治の場」である。これは国際社会で日本のジェンダーギャップ指数を大きく引き上げている要因でもあり、沖縄県内でも積極的改善措置が望まれる分野だ。「女性」という社会における最大のマイノリティ人口の声が、意思決定の場に反映されない社会は、他の多くの人々にとっても生きづらい社会だろう。沖縄県が世界に開かれた国際的観光の島となるためにも、多様性を尊重するユニバーサル・デザインの社会づくりは急務である。

「社会通念・慣習・しきたり」に関しては8割の回答が、「男性優遇」もしくは「どちらかというとなり男性優遇」となっており、まだまだ沖縄社会で女性が肩身の狭い思いを強いられている現状が垣間見られる。「家庭生活」、「職場」、「地域活動・社会活動」、「法律や制度の上」など、その他の項目でも軒並み平等感3割程度に止まっており、社会全体を見ても、男女ともに約8割の人が平等よりも「男性優遇」だと感じている。職場や家庭、地域そして社会全体で、不平等に扱われる女性が感じる精神的ストレスとは如何なるものだろうか。

人間として不当に扱われる社会で生きがいを感じる場を失い、女性は個性を發揮できないばかりか、高い自己肯定感も持ちづらいだろう。これは日本国憲法13条の幸福追求権と24条の男女平等の理念がまだ達成されておらず、憲法交付から75年が経とうとしている今なお、深刻な社会問題である。

唯一、「学校教育」においては「男女平等」と考えている回答が前回に引き続き多いが、学校たりとて社会の一部である。ようやく沖縄県でも男女混合名簿や制服選択制度に対する対応が広がりを見せ始めているが、教育管理職における女性比率が47都道府県全体で18%にとどまるなど、学校現場での「隠れたカリキュラム」※①問題は未だ解決しておらず、改善の余地は多いと思われる。

興味深いのは、全ての項目において調査を実施するたびに「男性優位」と考える人が増えている点である。「法律や制度上」においては、時代を追うごとに社会が改善され平等感も高まると期待できそうなものだが、平成12年度では9.2%だった男性優位感が、令和2年には倍の18.8%まで増加している。「政治の場」においては23.8%から49.6%と2倍以上、「地域活動・社会活動」に関しても5.2%から10.1%と倍近い増加である。イクメンがブームになり、男性の家事育児参加が増えたと思いきや、「家庭生活」においても11%から15%と若干ながら男性優位感が増えているのである。「社会通念・慣習・しきたり」や「社会全体」をみても「男性優位」と答えた人数の割合は増加している。

平成12年から現在に至るまでの20年間、法改正や制度の見直しがあったことから、社会全体における男女平等が後退したとは考えにくい。むしろメディアによる問題提起や行政による啓発、社会全般のジェンダーに対する意識高揚が、結果として男女不平等の現実を浮き彫りにし、人々の不平等に対する認識を押し上げたとも推測できる。また20年というスパンのなかで、調査の対象となる世代の変化も要因の一つと考えられる。ジェンダー平等に関する意識は、世代ごとの違いが現れやすい。20年前にはまだ若かった世代がシニア世代となり、新たな世代が調査に加わったことを考えると、本調査の結果は世代内の意識の変化に加え、新しい世代の問題意識をより一層反映しているのかもしれない。

「トートーメー継承」に関しては「長男に限る」という回答が10%以下へと今回の調査において、初めて大幅な減少をみせた。年代別にみるとやはりシニア世代は家父長制に基づいた長男もしくは男子という意見が強く、若くなるごとにその傾向は弱くなる。それでも20代の8.5%、30代の1割が「長男」もしくは「血縁の男子」に限る、と考えていることは特筆に値するだろう。加えて、個人の意見とは関係なく、実際には約8割の家庭でトートーメーが「長男」もしくは「血縁の男子」によって継承されている点にも、注目すべきである。

理想は男女平等な継承だが、慣習がもたらす集団的同調圧力だろうか。家族

や親戚内で意見を共有し、時代の変化のなかで各世帯が、それぞれの事情に合わせた最善の選択をすることが望まれる。しかし、ここで生じる一つの疑問は、こんにちにおける「トートーメー継承」と土地や財産分与の関係である。「トートーメー継承」が民法で定められた女性の相続権を侵害し、長男や男性へ、家父長としてのジェンダー規範を無理強いしていれば、これは大きな社会問題である。しかしながら「トートーメー」を沖縄文化の継承として捉え、相続される土地や財産がない場合でも、文化実践として考えている可能性も、若い世代においては否定できない。「トートーメー論争」が盛んだった1980年代には、トートーメーと土地財産の結びつきは暗黙の了解であったが、こんにちにおいてはどうか。この問題の複雑さは財産相続権という法的側面と、先祖崇拜という文化的アイデンティティの側面を含んでいる点にある。「トートーメーは継ぐ必要はない」と答えた人の割合は、調査が始まった平成12年度から本調査にいたるまで、3%を超えることはない。つまり9割以上の人たちが、何らかの形で継承が望ましいと考えているのだ。これらの人々が、家父長的家制度への回帰と前近代的法制度の復活を望んでいるとは考えづらい。逆にその望みが文化継承であれば、この質問自体、将来的には見直す必要があるだろう。

次回の調査からは、トートーメー継承を現行民法との矛盾や、沖縄の家父長的慣習の象徴とだけ捉えるのではなく、「先祖崇拜」や文化継承の視点からも、質問内容を更新することが望まれる。また、沖縄文化の継承と男女共同参画社会の同時実現を目指すのであれば、こんにちの社会状況に合った、ジェンダー・バイアス※②から解放された沖縄文化のあり方を模索する必要もあるだろう。

若い世代になるほど、「子どもに受けさせたい教育程度」の男女差が少なくなる傾向にある。こんにちにおけるその差異は、「男子の立身出世」と「女子の良妻賢母」という明治時代に起源を持つ男女別教育思想というよりは、むしろ現代社会におけるジェンダー規範のなかで、より異性にとって「望ましい」ジェンダーロール※③といった、一般的に子どもの幸せに「結びつきそうな」親心を反映した結果かもしれない。一番若い20代においては、そのようなジェンダーロールさえも重要ではなく、より子どもの個性と成長に重点をおいているのだろう。

また沖縄県においては、男女とも大学進学率が全国比で低い現実がある。沖縄県の経済状況と労働市場を勘案した場合、大学進学より専門学校は、子どもの経済的安定を望む親心からすれば、男女共に現実的選択だと考える保護者も少なくはないだろう。ジェンダー要因のみで、この統計を解釈するには無理があるかもしれない。沖縄県独自の要因を含む現状を踏まえた上での解釈が必要である。

(沖縄キリスト教学院大学・新垣誠)

※① 隠れたカリキュラム

学校の正規の教育課程にはないのだが、教師の言動や校風・校則を通して学校生活の中で生徒が無意識に学び取っていく知識や行動様式、ジェンダー意識などを意味する。「男の子らしさ」や「女の子らしさ」といったジェンダー規範や男女の役割意識も、こうした潜在的カリキュラムの中で学習され身体化されることが多いとされる

※① ジェンダー・バイアス

ジェンダーに基づく差別で、男は外で仕事をするべきとか女は家事に専念すべき、といった社会でつくられた男女の役割分担に対する固定観念、偏見による評価や扱いの差別。

※③ ジェンダーロール（性的役割）

その性別に社会的に期待されている役割のこと異性にとって「望ましい」ジェンダーロールとは、いわゆるハイスペック男子や、女子力高い女子、モテる、モテないなどといった、一般的に異性から好まれる性別役割のことを示す。